

千葉県奨学金返還サポート補助金交付要綱取扱い要領

- 1 千葉県奨学金返還サポート補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する「市長が別に定める日」とは、1月31日までとする。
- 2 要綱第10条に規定する「市長の定める日」とは、次のとおりとする。
 - (1) 最初の申請においては、市内企業において就業した日の属する年度の翌年度末までとし、2回目以降の申請においては、前回の補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度末までとする。
 - (2) 会社の倒産等、やむを得ない事由により離職し、再び市内企業に就業した場合においては、再び就業した日の属する年度の年度末までとし、2回目以降の申請においては、前回の補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度末までとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。